

令和7年12月18日
北九州市保健福祉局

報道機関各位

障害児通所支援事業所に対する行政処分(指定の取消)について

児童福祉法の規定に基づく監査を行った結果、障害児通所給付費の不正請求等が判明したため、下記のとおり行政処分(指定の取消)を行うもの。

1 対象事業者

- (1)法人名 株式会社Coco
- (2)代表者 代表者 代表取締役 竹岡 香菜(タケオカ コウナ)
- (3)所在地 福岡県北九州市門司区藤松一丁目4番1-907号

2 行政処分(指定の取消)の対象となる事業所

事業所の名称	所在地	サービスの種類	定員	指定日
たけのこさん	北九州市小倉北区 堺町二丁目1番13号	児童発達支援 放課後等デイサービス	10人	令和6年7月1日

3 行政処分の内容

指定の取消 (指定取消年月日:令和8年1月31日付)

※公表予定日:令和7年12月18日

*指定の取消日を決定するにあたっては、利用者のサービス継続に支障がないようにすることを最優先としているため、利用者の他事業所への移行期間として公表予定日から指定の取消までに期間を設ける。

4 処分の原因となる事実

●給付費の不正請求【児童福祉法第21条の5の24第1項第6号】

・令和6年7月～令和7年7月の間、児童発達支援管理責任者(以下「児発管」という。)が常勤で勤務していないにもかかわらず、勤務していると偽り給付費を不正請求していた。

●虚偽の報告【児童福祉法第21条の5の24第1項第7号】

・令和7年9月5日に実施した監査において、児発管が実際には勤務していない日にも勤務したように装った虚偽の出勤簿を作成し、市に報告していた。

児童福祉法第二十一条の五の二十四(抜粋)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

六 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

七 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の二十二第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

5 行政処分の効果等

(1)不正受給額及び返還請求額

- ・不正受給額:令和6年7月～令和7年7月の給付費受領額
- ・返還請求額:児童福祉法第57条の2第2項の規定により、不正受給額に加算金40%を加えた額について、返還請求を行う。

○不正受給額	4,714,592 円	… ①
○加算額(①×40%)	1,885,836 円	… ②
○返還請求額(予定)	6,600,428 円	… ③(①+②)

(2)欠格事由の該当

株式会社Cocoは、指定取消の日から起算して5年を経過しない間は、障害児通所支援事業所の指定を受けることができない。また、欠格事由に該当するものが役員である法人及び管理者である事業所は、指定取消の日から起算して5年を経過しない間は障害児通所支援事業所の指定を受けることができない。

(3)事業者名等の公表

事業者名、事業所名、行政処分の内容等について、市公報、市ホームページ等で公表する。

6 利用者の状況

- ・事業所は運営継続中であり、指定取消までに利用者を他の事業所へ円滑に引き継ぐ責任がある。

＜参考＞

- ・令和7年8月の利用者数：8人

7 経緯・経過

令和7年7月9日	不正に関する情報提供に基づき運営指導を開始。以後、必要な調査を実施。
9月5日	監査(第1回):サービス提供に関する記録等の調査 法人代表及び従業者への聞き取り調査
10月17日	監査(第2回):法人代表への聞き取り調査 *不正請求を行ったことを口頭で認めた。
10月24日	監査(第2回)で依頼した「文書による事実確認」の回答が郵送で届く。 *児発管について、常勤で勤務していなかったこと及び令和7年9月5日に実施した監査において、虚偽の出勤簿を作成し、市に報告したことを認めた。
11月25日	聴聞を開催。 *法人代表から特に異論なく、聴聞は終結となった。

【問合せ先】

保健福祉局障害者支援課

担当課長：印、担当係長：石原

電話：093-582-2424

＜報道関係者の皆様へのお願い＞

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所「たけのこさん」には、現在も通所サービスをご利用中の障害児や保護者の方々がいらっしゃいます。事業所への取材に際しましては、利用者および保護者の皆様へのご配慮をお願い申し上げます。

【参考資料】

児童発達支援とは

未就学の子どもに対して、日常生活における基本的な動作の訓練、集団生活への適応するための支援、その他必要な支援を行うサービスのこと。

[※令和7年4月1日現在、放課後等デイサービスの市内事業所数：169]

放課後等デイサービスとは

障害児(小学校から高校までの就学児)に対して、放課後や学校休業日に、生活能力の向上のため必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うサービスのこと。

[※令和7年4月1日現在、放課後等デイサービスの市内事業所数：249]

障害児通所給付費とは

障害児通所支援事業所が利用者に対して提供する障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)に係る報酬として、北九州市が当該事業所に給付する費用のこと。

